



🏠 ごみ出しの戸別収集がはじまります！

～高齢者や障害のあるかたの暮らしをサポートします～

■ どんな制度？

世帯員全員が高齢者や障害者などで、ごみを集積場所まで出すのが困難な世帯に対して、町がご自宅の玄関先まで回収にうかがいます。また、希望されるかたには、ごみ収集時に安否確認も行います。

■ 利用できる世帯（1～4の全ての条件を満たすこと）

1. 町内に居住している

2. **世帯員（※）全員が以下のいずれかに該当**（※住民票上は別世帯でも、同一住所に居住している場合は、世帯員（同居家族）とみなします。）

- ・要介護2以上
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・その他、ごみ出しが困難な児童などを含む同居家族

3. 世帯員全員が介護サービスまたは障害福祉サービスを利用中（児童等を除く）

4. ごみ出しを世帯員や他の手段で行うことが困難

（要介護認定や障害者手帳を申請中、介護・障害福祉サービスの申請中やサービス利用開始前などであっても、緊急的な支援が必要な世帯は、対象となる可能性があります。）

■ 対象外となる例

- ・介護・障害福祉サービスを利用していない場合
- ・本人・同居家族がごみ出しできる場合
- ・その他の親族・近所の人・ボランティアなどの協力でごみ出しできる場合
- ・ホームヘルパーやその他のサービスでごみ出しできる場合
- ・世帯員全員が入院・入所中の場合

オートロック集合住宅など、一部お伺いできない場合もあります。

（裏面へ）

■ 収集の内容

ごみの種類	回収頻度
燃えるごみ	週 1 回
各種資源ごみ・不燃等ごみ	月 1 回ずつ (各週で種類が異なります)

ごみは回収日当日の午後に町職員が回収します。

■ 安否確認もできます

ご希望のかたには、収集時に町職員がチャイムを押して安否確認を行います。応答がない場合は、緊急連絡先などに連絡します。

※回収時の安否確認を希望しないかたの場合も、事前に連絡なくごみが出ていない場合は、チャイムを押したり、緊急連絡先などに連絡する場合があります。

■ 利用の流れ

1. 【申込み】WEB フォーム、郵送、FAX、窓口提出（持参）により申請
 2. 【訪問調査】町職員が自宅に訪問し、対象要件やごみ出し場所等を確認
 3. 【決定通知】郵送にてお知らせ（回収曜日、収集開始時期など）
 4. 【収集開始】訪問・決定後に順次スタート（審査に時間を要する場合があります）
- ※旅行や入院等での一時中止も可能です（環境課まで電話等で連絡）

■ 利用料

無料

■ 収集開始日

令和 7 年 10 月 1 日から（受付は 8 月から順次開始）

< 申込み・問い合わせ先 >

島本町役場 環境課（役場 3 階 32 番窓口／〒618-8570 島本町桜井二丁目 1 番 1 号）

（電話 075-962-2863 ・ FAX075-961-6298）

※申請は、WEB フォーム、郵送、FAX、窓口で受付
（申請様式は町ホームページに掲載、役場で配付）

右記の QR コードをスマホで読み取り➡

町ホームページ



申請用 WEB フォーム

